平成２８年（フ）第４８２号
東京都江東区猿江２丁目８－４　第２芙蓉ビル302
債務者　菊池　　健
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　智人
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８３号
東京都江東区猿江２丁目８－４　第２芙蓉ビル302
債務者　菊池　順子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　智人
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９６号
東京都台東区日本堤１丁目８－３－301
債務者　荻田　昌宏
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿南　　剛
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０８号
東京都板橋区板橋３丁目10－３
債務者　内田　昌克
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯田　直也
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１７号
東京都三鷹市新川５丁目８－14
債務者　高橋　一幸
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本村　　亮
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３１号
東京都西東京市西原町２－５－49　サングリーン西原Ｂ101、住民票上の住所東京都西東京市西原町２丁目５－49－101
債務者　大里　英男
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　太一
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３２号
東京都荒川区西日暮里１丁目57－13－202
債務者　國分亜也子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住吉　大輔
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２号
和歌山県田辺市あけぼの16番31号　305、前住所和歌山県田辺市新万25番12号　さくらハイツ
債務者　小池　光男
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第１３号
盛岡市加賀野２丁目４番２－102号
債務者　佐藤　繁男
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１６号
盛岡市浅岸１丁目14番28号　メゾンドファミーユ101号
債務者　阿部美喜子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３０２号
千葉県八街市富山1314番地3352　フィオーレ201号室
債務者　藍　美代子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３２７号
千葉県佐倉市西志津１丁目11番８－235号
債務者　岡田　伸昭
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３３１号
千葉県印西市小林1656番地14
債務者　冨山　良次
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１７０号
千葉県匝瑳市飯倉台11番地22
債務者　鈴木　桂輝
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７８号
千葉県大網白里市木崎667番地８
債務者　福田　愛哉（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１８１号
千葉県銚子市通町1912番地
債務者　阿部　乃子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係